

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する高額医療・高額介護合算療養費制度が始まりました。

8月1日から翌年7月31日までの1年間※³に支払った医療保険と介護保険のサービス費の自己負担を合算※⁴し、一定の限度額を超えた場合に、超えた分を「高額医療・高額介護合算療養費」として受け取ることができます。

この制度を利用するためには、申請が必要となります。該当するかどうかの基準は世帯の状況や所得などによって異なりますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

※³ 20年4月から21年7月までは、16カ月間を合算範囲とする場合があります

※⁴ 同じ医療保険に加入している範囲で合算します

後期高齢者医療に移行した月の医療費が高額だったとき

市国民健康保険から後期高齢者医療へ移行する月（主に75歳となる誕生日）の医療費の負担を軽減する制度が、ことしの1月からスタートしています。

この制度は、移行月に限り、一定限度額を超えた医療費を支払ったときに支給される「高額療養費」の自己負担限度額を半額にするものです。

なお、20年4月から12月までの間に移行（各月の1日生まれの人を除く）し、半額となった自己負担限度額を超える医療費をすでに支払った人については、申請することで超えた分を「高額療養費特別支給金」として受け取ることができます。

自己負担限度額は、世帯の状況や所得等により異なります。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

健康保険証変更の際は届け出を（乳幼児など）

市は、乳幼児などの医療費の負担を軽減するため、医療費受給者証を交付し、費用の助成を行っています。

医療費助成の給付申請書を医療機関に提出した場合、治療を受けた費用の情報は医療機関から市に送られ、加入している保険情報などを確認後、一部負担金が支給されます。医療機関からの保険情報と、市で申請を受けている保険情報に違いがあると、確認できるまでの間、給付を見合わせる場合があります。

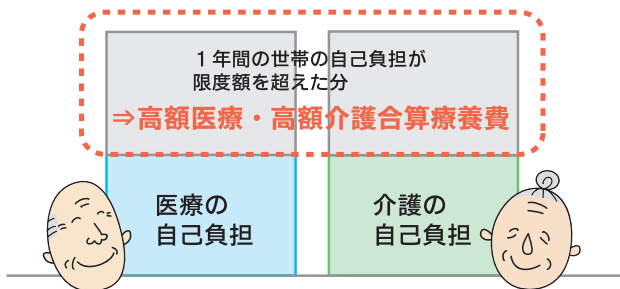
転職や会社組織の変更などで健康保険証が変わった場合は、忘れずに保険変更の届け出をしてください。

また、社会保険事務所が発行していた健康保険証は、

問【市国民健康保険の窓口】

本庁健康増進課国保係（内線 246）
各総合支所国民健康保険担当課
【後期高齢者医療制度の窓口】
本庁健康増進課医療給付係（内線 249）
各総合支所後期高齢者医療担当課

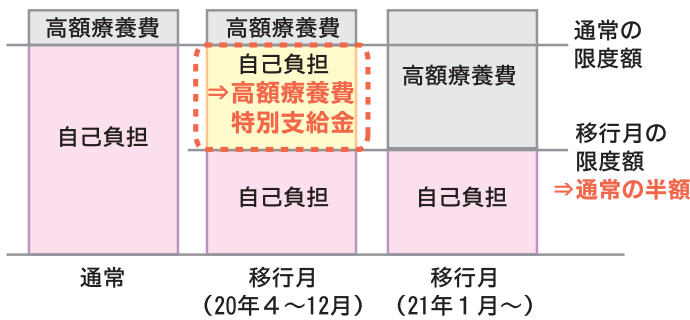
■合算療養費イメージ図



※医療保険が同じ世帯

※問い合わせ・申請先は上記「高額医療・高額介護合算療養費制度」と同じです

■高額療養費特別支給金イメージ図



「全国健康保険協会」発行の保険証へ切り替えが進められています。該当する人は、新しい保険証が届いたら、早めに届け出るようにしてください。

持参するもの

- ・医療費受給者証
- ・健康保険証
- ・印鑑

問本庁健康増進課医療給付係（内線 249）

各総合支所医療給付担当課

国保被保険者証の更新と変更時の手続き

現在、皆さんが持っている国民健康保険被保険者証の有効期限は9月30日までとなっています。

新しい被保険者証は、昨年から変更となったクレジットカードなどと同じ大きさのもので、1人につき1枚交付されます。9月下旬に各世帯へ郵送しますので、注意事項をよく読んで使用してください。

国民健康保険に加入したり脱退したりする場合は、市の窓口で手続きが必要です。それぞれのケースごとに必要書類を用意の上、14日以内に手続きを行ってください。

◇国保に加入する場合（社会保険などを脱退したとき）

- ・社会保険の資格喪失証明書
- ・印鑑
- ・年金手帳または年金証書

◇国保を脱退する場合（社会保険などに加入したとき）

- ・社会保険被保険者証（加入者全員分）
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・年金手帳

出産育児一時金の引き上げと支給方法の変更

出産にかかる経済的な負担を軽減し、安心して出産を迎えられるようにするため、市国民健康保険の出産育児一時金の支給金額と支給方法が変わります。

◇支給金額を4万円引き上げます

緊急の少子化対策として、平成21年10月1日から23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金の額を、現行の35万円から39万円に引き上げます。産科医療補償制度※¹の対象となる分べんの場合は、さらに3万円を加算し、42万円を支給します。

◇医療機関などへの直接支払制度が始まります

出産費用として多額の現金を用意する負担を軽減するため、10月1日から医療機関などが出産費用を市国保へ直接請求できる制度※²がスタートします。

出産育児一時金の限度額となる42万円まで請求が可能で、出産費用が一時金の額を超えた場合は、超えた分を出産した医療機関で支払っていただきます。逆にかかった費用が一時金の範囲内だった場合は、世帯主が市に申請することで、残りの額を受け取ることができます。

直接支払制度の利用を希望する人は、出産した医療

この図は、国民健康保険被保険者証のイメージを示しています。証の上部には「国民健康保険被保険者証」とあり、有効期限は「平成00年00月00日」で、記号番号は「000000」です。氏名は「オウシュウ タロウ」、奥州 太郎、生年月日は「昭和00年00月00日」、性別は「男」、世帯主名は「奥州 太郎」、住所は「岩手県奥州市水沢区大手町一丁目1番地」です。資格取得年月日は「平成00年00月00日」、交付年月日は「平成00年00月00日」、保険者番号は「000000」、保険者名は「奥州市」、岩手県奥州市水沢区大手町一丁目1番地、電話は「0197-24-2111(代)」です。証の右側には「奥州市」の赤いスタンプがあります。

携帯するのに便利な大きさとなった新しい被保険者証

◇被保険者証の再発行（被保険者証をなくしたとき）

- ・運転免許証など身分を証明するもの
- ・印鑑

特別の事情がなく国民健康保険税を滞納していると、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費の全額をいったん自己負担する「被保険者資格証明書」を交付することもあります。納税が困難な人は、本庁収納課（内線 335・336）にご相談ください

問本庁健康増進課国保係（内線 245）

各総合支所国民健康保険担当課

機関で申請手続きをしてください。

なお、直接支払制度の利用を希望しない人は、出産費用を医療機関で支払った後、世帯主が市に申請することで一時金が支給されます。

支給申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・出産費用の領収書
- ・通帳など振込先が分かるもの

※¹ 通常の妊娠・出産にもかかわらず重度の脳性まひとなった乳児への補償などを行う制度。分べんを取り扱う医療機関が加入するもので、お産1件につき3万円かかります

※² 市国保以外の医療保険でも同様の制度が始まります。詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください

問本庁健康増進課国保係（内線 246）

各総合支所国民健康保険担当課